

令和8年 8月 3日

総務部監理課

災害復旧工事等に関する現場代理人等の兼務拡大について

高梁市の災害復旧工事等を対象とした現場代理人等の兼務拡大について、今後の取り扱いは次のとおりです。なお、赤字部分が要件の修正又は緩和箇所です。

1 対象となる災害復旧工事等

次のいずれかの工事を対象とします。

- ・高梁市が発注する**災害の復旧工事**及び当該災害に起因する工事
- ・**中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材の調達困難を理由として、現場未着手が発生した工事及び工期延長をした工事**

2 専任の主任技術者の兼務緩和

専任の主任技術者の兼務緩和要件については、次のとおりです。

なお、監理技術者はこの特例措置の対象ではありません。

兼務拡大要件	特 例 措 置
兼務可能件数	2件(兼務する工事に災害復旧工事等が含まれていること。)以内であること。 ※諸経費調整対象工事は複数件であっても1件とする。
従事可能地域	それぞれの工事現場が高梁市内であること。
兼務可能工事	工事の施工に当たり相互に調整を要するもの(原則として同一工種)であること。
そ の 他	市発注工事以外の公共工事と兼務する場合は、当該発注機関の承諾を得ていること。

3 現場代理人の兼務拡大

現場代理人の兼務拡大要件については、次のとおりです。

兼務拡大要件	特 例 措 置
① 兼務可能件数	制限なし(ただし、兼務する工事のうち少なくとも1件は災害復旧工事等であること。) ※小規模工事は除く。
② 当初請負代金	当初請負代金の合計が1億5000万円(建築一式工事も同額)未満であること。
③ 兼務可能地域	それぞれの工事現場が高梁市内であること。
④ そ の 他	・兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。 ・市発注工事以外の公共工事と兼務する場合は、当該発注機関の承諾を得ていること。

主任技術者との 兼務	現場代理人が他の工事(災害復旧工事等と通常の工事のどちらでも差し支えない。)の主任技術者を兼務できる。ただし、上記①～④現場代理人の兼務拡大要件を全て満たすこと。 また、専任を要する工事の主任技術者と兼務する場合は、専任の主任技術者の兼務緩和要件も満たす必要がある。
---------------	--

4 提出書類について

兼務に当たり提出が必要な書類は次の通りです。

- ・主任技術者「主任技術者兼務承諾申請書」
- ・現場代理人「現場代理人の兼務申請書」

市発注工事以外の公共工事と兼務する場合

- ・国、県が市発注工事との兼務を承諾していることを証する書類（承諾書等）